市役所からのお知らせ

☎内線212

書館、星鹿、調川、調川、調川、温島支所、御厨、 【受付 福祉事務所、市民生活課、 『6年の受付は行いません。『8時30分~午後5時15分 、星鹿公民館、調川出張所、市立図、御厨支所、上志佐出支所、上志佐出 期限】5月20 日 金)

危ウ 福祉事務 所福祉総務係 ☎内線189

タ」は中止します。
の「不老山花と光のフェの「不老山花と光のフェ 影響によって、不老山総 ご了承ください。 雨による災害 エ年 ス度 0

ス不タセルサ 間まつり 実行委員会事務局 地域経済活性課) のお知らせいと光のフェ

スポーツ安全保険に加入しませんか

付道

問 生涯学習課スポーツ振興係☎内線 311

【受付期限】令和5年3月31日(金)

【保険期間】加入手続日の翌日の午前 0 時から令和 5 年 3 月 31 日午後 12 時まで

救援活動に充てられます。援金は日本赤十字社を通じ

本赤十字社を通じて

けています。集まった救

クライ

の救援金

を

【救援金箱の設置場所】

【対象者】スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などを行う4人以上の団体・グループ

【掛金および保険金額】下記のとおり。※手続きの方法など詳細はお問い合わせください。

令和4年度スポーツ安全保険の掛金・補償内容一覧

	加入対象者			加入区分年間掛金(一人当たり)		対象範囲	傷害保険金額				並没事バク及士! 明帝苑	突然死葬祭
			補償対象となる団体活動 (学校管理下を除く) 				死亡	後遺症害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)	賠償責任保険支払限度額 (免責金額なし)	費用保険 支払限度額
	子ども		・スポーツ活動・文化、ボランティア、地域活動	A1	800円	団体活動中と -	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1 事故 5 億円 (ただし、対人賠償は1人1億円)	
(中学生以下) (特別支援学校 高等部の生徒 を含む。)			上記団体活動全般 および個人活動 ※ AW 区分の特徴: 個人活動・個人練習	AW	1,450円	その往復中	2,100 万円	3,150 万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1 事故 5 億 500 万円 (ただし、対人賠償は1人1億500万円)	180 万円
			なども補償の対象と なります。			上記以外	100 万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償合算 1 事故 500 万円	対象外
大人(高校生以上)	64 歳	以下	 ・スポーツ活動	C	1,850円		2,000万円	3,000 万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1 事故 5 億円	
	65 歳以上		(指導・審判含む)	В	1,200円	団体活動中と	600 万円	900 万円	1,800円	1,000円	(ただし、対人賠償は1人1億円)	180 万円
	:	64 歳以下	上記団体活動全般 および個人活動 ※CW区分の特徴: 個人活動・個人練習など も補償の対象となります。	CW	4,850円	その往復中	2,100万円	3,150 万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1 事故 5 億 500 万円 (ただし、対人賠償は1人1億500万円)	110,001
	1 1//	爷				上記以外	100 万円	150 万円	1,000円	500円	対人・対物賠償合算 1 事故 500 万円	対象外
	限定	65歳以上	上記団体活動全般 および個人活動 ※BW区分の特徴: 個人活動・個人練習など も補償の対象となります。	BW	5,000円	団体活動中と その往復中	700 万円	1,050 万円	2,800 円	1,500円	対人・対物賠償合算 1 事故 5 億 500 万円 (ただし、対人賠償は1人1億500万円)	180 万円
						上記以外	100 万円	150 万円	1,000円	500円	対人・対物賠償合算 1 事故 500 万円	対象外
	・文化・ボランティア・地域活動 ・準備・片付け・応援・団体員の送迎				800円	団体活動中と	2,000万円	3,000 万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算	
全年齢	יאק)		ヽスポーツ活動 ットボール、山岳登はんなど) 含む)	D 11,000円		その往復中	500 万円	750 万円	1,800 円	1,000円	1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人1億円)	180 万円

市役所からのお知らせ

: 7 割

※補助限度額は、 ③法定外公共物に関するもの と認める範囲内で、 市 一申請、 が必要

運転 いる労務謝 手賃金 原材料、特殊な機械 業に必要な機 金)、 (市で決定して 機械の燃 械 借

作業時の保険など

【補助率】

②河川に関するもの…全額①市道に関するもの…全額

陰切り作業など ①市道の除草作業、側溝清掃 |対象となる作業|

の生活道路

③法定外公共物の災害復旧 ②河川の清掃作業、河床浚渫作業など

舗装作業など 対象となる費用 [支給範囲]

生活道路

0

改修舗

装およ

道路に付随する側溝整備 【支給原材料】 路肩の補修ならびに生活

U字溝) コンクリート2次製品 生コンクリ] 砕 例 石

0) 上

※3割は申請者負担となります。 市が必要と認めた量の7割

金

しい内容につい申請書類おり せ先までお尋ねください。 [お知らせ] (中請期限] 7月29日 内容については、 よび事業 間の

福島支所地域振興課召内線34 市民協働まちづくり事業 建設課道路河川係公内線203

申

-請期限]

9

月 30

日

金)

事業につき100万円以内

松浦市生活道路整 備

鷹島支所地域振興課內與24

建設課管理係 ☆内線202

申請してください。地区の行政協力員が 整備 |の行政協力員を通じて 原材料を支給します。上活道路の整備につ 計画がある場合は、

等) に

つい

利用される

が

管理する市

道

八公共

(赤線

湿域や市!

民団体が、 て、 物

維持補

費の全部または

部を市

します。

【対象となる道路】

4戸以上が利用する総

幅員1㍍以上が利用する総延

修作業を行う際に必要な経

道路上に張り出した樹木の伐採をお願いします

間 建設課道路河川係 ☎内線 203

私有地から道路や歩道に樹木や枝が張り出して、自動車や歩行者などの通行に支障となってい る箇所があります。通行車両や歩行者の事故につながる恐れがありますので、事故を未然に防ぐ ためにも、建築限界を守り張り出した樹木の伐採にご協力をお願いします。また、普段の管理は もとより、強風や大雨の後には特にご注意ください。

〇ご注意

私有地の生け垣や庭木などからの倒木、道路上 に張り出した枝の落下などにより、通行中の車両 や歩行者などが損傷する事故が発生した場合に は、樹木の所有者が賠償を問われる場合がありま す。(道路法第43条)

○建築限界

道路を安全に通行するため、車道の上空4.5~元、 歩道の 2.5~の範囲に通行の障害になる物(樹木・ 看板など)は置いてはならないと規定されていま す。(道路法第30条及び道路構造令第12条)

○作業時の注意事項

電線や電話線がある箇所の作業は危険を伴う場 合がありますので、事前に九州電力またはNTT に連絡し、立ち合いのもとで行ってください。

〇お願い

市役所の道路パトロール時、各地区での作業時、 緊急の場合などには、道路通行に支障となってい る樹木や枝などを予告なく伐採、撤去することが ありますので、ご理解をお願いします。

